

5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書		4万円
6	定款		4万円
7	継続的取引の基本となる契約書		4千円
8	預金証書、貯金証書		200円
9	貨物引換証、倉庫証券、船荷証券		200円
10	保険証券		200円
11	信用状		200円
12	信託行為に関する契約書		200円
13	債務の保証に関する契約書		200円
14	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書		200円
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	記載された契約金額が 1万円未満のもの 1万円以上のもの 契約金額の記載のないもの	非課税 200円 200円
16	配当金領収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が 3千円未満のもの 3千円以上のもの 配当金額の記載のないもの	非課税 200円 200円
17	売上代金に係る金銭又は有価証券の受領書	記載された受取金額が 5万円未満（※1） 100万円以下 100万円を超え 200万円以下 200万円を超え 300万円以下 300万円を超え 500万円以下 500万円を超え 1千円以下 1千円を超え 2千円以下 2千円を超え 3千円以下 3千円を超え 5千円以下 5千円を超え 1億円以下 1億円を超え 2億円以下 2億円を超え 3億円以下 3億円を超え 5億円以下 5億円を超え 10億円以下 10億円を超えるもの 受取金額の記載のないもの 営業に関しないもの	非課税 200円 400円 600円 1千円 2千円 4千円 6千円 1万円 2万円 4万円 6万円 10万円 15万円 20万円 200円 非課税
	(※1)平成26年4月1日以降作成されるものについては、記載された受取金額が5万円未満のものが非課税となりました。		
	売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書	記載された受取金額が 5万円未満（※2） 5万円以上（※2） 受取金額の記載のないもの 営業に関しないもの	非課税 200円 200円 非課税
	(※2)平成26年4月1日以降作成されるものについては、記載された受取金額が5万円未満のものが非課税、5万円以上のものが200円となりました。		
18	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1年ごとに 信用金庫など特定の金融機関の作成する 預貯金通帳、所得税が非課税となる普通 預金通帳など、納税準備預金通帳	200円 非課税
19	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳	1年ごとに	400円
20	判取帳	1年ごとに	4千円